

政令第 号

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第五条第三項、第二十二條第一項及び第二十八條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の三の次に次の一条を加える。

（有害物質貯蔵指定施設）

第四条の四 法第五条第三項の政令で定める指定施設は、第二条に規定する物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設とする。

第八条第一項中「の設置者」の下に「（当該特定事業場から排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者に限る。以下この項において同じ。）」を加え、「第五条第一項第八号」を「第五条第一項第九号」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の」を「第一項又は第二項の」に改め、「

特定施設」の下に「又は指定施設」を、「第十三条の二第一項」の下に「、第十三条の三第一項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「特定事業場」の下に「又は有害物質貯蔵指定事業場」を、「処理施設」の下に「、有害物質貯蔵指定施設」を、「原料」の下に「、有害物質貯蔵指定施設において貯蔵する物」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者（前項の規定に該当する者を除く。以下この項において同じ。）又は設置者であつた者に対し、特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法及び法第五条第三項第六号の環境省令で定める事項について報告を求めることができる。

第十条第二号中「第十三条の二第一項」の下に「、第十三条の三第一項」を加え、同条第四号中「第十三条の三」を「第十三条の四」に改める。

附 則

この政令は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年六月一日）から施行する。

理由

水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行に伴い、有害物質貯蔵指定施設の範囲を定める等の必要があるからである。